

事業者各位

令和2年10月吉日
(公社) 滋賀労働基準協会彦根・長浜支部長

「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」のご案内

平素は当支部の事業運営につき、格別のご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり厚生労働省では平成30年6月、労働安全衛生規則等の改正が行われ、“安全带”の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すと共に、平成31年2月1日より墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することを原則とし、高さが2m以上の個所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具の内フルハーネス型のものを用いて行う作業に係わる業務(ロープ高所作業に係る業務を除く)を行う労働者には、特別教育の受講が義務付けられました。

つきましては、下記の通り“**特別教育**”を実施致しますので、当該業務に従事する方、若しくは予定されている方について受講されます様ご案内致します。

尚、新型コロナウイルス感染症の状況により「中止」する場合もあることにご留意ください。

記

- 日時：令和3年1月27日(水) 9:30～16:40 (オリエンテーションは9:25～)
- 場所：「彦根勤労福祉会館 4F 大ホール」：彦根市大東町4-28 (JR彦根駅西口下車徒歩5分)
TEL:0749(23)4141 (注:駐車場が少なく、できる限り公共交通機関でご来場下さい。)
- 申込：締切り： 1月8日(金) ・但し、定員(60名)になり次第締切ます
- 受講料：(1). 会員事業場：9,240円 ・非会員事業場：10,890円 (テキスト代を含む)。
*上記受講料を、1/15(金)迄にお振込ください。
(2). 銀行振込先： 滋賀銀行 彦根支店 (普通) 363595
口座名) 公益社団法人 滋賀労働基準協会
シヤ) シガロウドウキジユンキョウカイ
- 教育内容：

(1) 作業に関する知識	1 時間
(2) 墜落制止用器具に関する知識	2 時間
(3) 労働災害の防止に関する知識	1 時間
(4) 関係法令	0.5 時間
(5) 実技 (墜落制止用器具の使用方法等)	1.5 時間 (事務局準備)
- その他：教育終了後、「修了証」を交付。 印鑑(認印)を持参下さい。
- 服装：午後から実技講習がありますので、フルハーネスが装着出来る服装で参加して下さい。(作業帽・安全靴は不要)

以上

この教育の詳細(内容・カリキュラム等)につきましては、直接、[滋賀労働基準協会 彦根・長浜支部](#)へお問い合わせください。(TEL 0749-26-2340)
申込、取消、変更、受講料入金先については本部主催講習とは異なりますのでご注意ください。

(FAX送信票は不要です)

申し込み Fax 番号 : 0749-24-9245

★今回は、1社/3名以内でお願いします。

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」受講申込書

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所	受講NO *協会記入
()	昭和・平成 年 月 日	〒	
()	昭和・平成 年 月 日	〒	
()	昭和・平成 年 月 日	〒	

<備考> 申込記入事項(氏名・生年月日・住所等)を基に修了証を発行しますので正確に分り易く記入ください。
申込頂いた個人情報は本教育実施に関する目的以外に使用することはありません。

上記の者の受講を申し込みします。

申込日: 令和 年 月 日

事業場名:

所在地: 〒

Tel _____

FAX _____

申込担当者: 所属 _____ 担当 _____

(公社) 滋賀労働基準協会彦根・長浜支部長 宛

受講料納入方法	名	円	銀行振込予定日	月 日
---------	---	---	---------	-----

事前の銀行振込をお願い申し上げます。その他の支払方法等につきましては事務局まで
お問合せ下さい。